

○沖縄県立看護大学大学広報委員会規程

(平成 28 年 3 月 16 日)

(設置)

第 1 条 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 大学の広報(入学試験委員会の所掌するものを除く)に関する事
- (2) 広報誌の編集及び発行に関する事
- (3) その他大学の広報の推進に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、学長が指名する教員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長の指名する委員がこれに当たる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。